

2022年6月13日

武蔵野市長 殿

(フリガナ)

請求者

住所

氏名

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 (複数人である場合は、代表者の住所及び氏名とし、その他の請求者については、別に名簿を添付してください。)

調整会開催請求書

武蔵野市まちづくり条例第61条第1項の規定により、次のとおり請求します。なお、この請求書を条例第61条第4項の規定により公衆の縦覧に供するにあたり、個人情報公表することに(同意します、同意しません)。

開発事業の名称		(仮称) 吉祥寺本町一丁目PJ
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市吉祥寺本町一丁目2103-7,2103-3
	住居表示	武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番以下未定
請求の理由		<p>1. 上記事業につき、事業主側が示す見解に対し、</p> <p>1 「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」に沿い、駐輪場55台の附置義務に対し、図面上は十分な駐輪設計を示している。が、テラス駐輪は現実的な安全運用面に懸念がある。 子乗せ自転車の大型化と付属備品等の運用実態を鑑み、3階・12階の飲食店については、駐輪場の別途確保を求める。</p> <p>2 4階～11階の室内駐輪場も含め、そもそも自転車専用エレベーターを設えているが、災害時の停止等利用者の安全利用の観点から新たなリスクも予想される。とりわけ子どもの利用の安全確保のためにも、自転車専用エレベーターによる各階駐輪を根本的に見直し、階高を下げても駐輪スペースを確保するなど根本的な見直しを求める。</p> <p>3 「吉祥寺本町一丁目プロジェクト」の原案では、「滞留できる空間確保」で人流と賑わいを創出とあった。2階店舗への大階段ではなく、原案通り市道299号線に対して小型店舗を配するよう求める。</p> <p>4 緑化については、壁面メッシュに遣わせるとあるが、上層階は風により枯れてしまう可能性がある。リーフウォール工法等、土を使わずに定期的にパネルごと取り替え可能な植栽工法を求める。</p> <p>5 武蔵野市との「確認書」に基づき、駅周辺のまちづくり</p>



		<p>や公共貢献に配慮したとある。駐車場については、荷捌きならびに障害者外出支援の観点から、近隣ビル利用者への公共貢献として活用を求める。</p> <p>6 車両の動線については、吉祥寺大通り側とせず、東側からの出入りに変更とある。が、市道298号線はJRアトレ東口から直線で結んだ生活道路であり、駐輪場も2箇所あることから人と自転車の往来が激しい実態がある。警備員の配置の安全措置を求める。</p> <p>2. 上記の観点から、調整会を開催していただき、説明会との見解の祖語、見解書における確認等も含め、合理的な説明をいただき、事業者と近隣並びに地域が納得する調整の機会を設けていただきたく申請いたします。これまでの吉祥寺東部地区の長年の環境事情をご賢察のうえ、お取り計らいのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
この請求に係る連絡先	氏名	[REDACTED]
	住所	
	電話番号	